回覧

高齢者等世帯の屋根雪除雪を支援します

◆支援の内容◆

① 令和８年３月31日まで、作業員を１０人まで派遣します。（作業は１日８時間まで）

町豪雪対策本部設置に伴い、「8人→10人」に拡充しました。

② 支援の対象範囲は…

・お住まいの住宅の屋根の雪下ろしと下ろした分の除雪です。

・屋根から落ちた雪も、除雪の対象となります。

◆対象になる人◆

①高齢者（年度末で満65歳以上）のみの世帯
②心身障がい者のみの世帯
③高齢者と心身障がい者のみの世帯

このうち、自力で除雪ができない方で世帯全員の「町民税所得割」の合算が10万円未満の世帯

※世帯員全員が施設等入所中又は入院中の場合は、福祉課へご相談ください。

※生活保護受給者の方はケースワーカー（最上総合支庁）にご相談ください。

※注意※

①車庫や作業小屋、空き家は対象となりません。

②住宅の除雪であっても、親族や近所の人が作業を行う場合や、福祉課を経由せずに直接、業者に申し込んだ場合は対象となりません。

◆費用（除雪作業）◆

作業員・除雪機共通：１日（８時間）20,000円　※除雪作業は時間単位で行います。

◆自己負担額（費用の１割分）◆

作業員・除雪機共通：1日（8時間）2，000円

※料金は後日郵送する納付書にてお支払いただきます。

◆手続き方法◆

①まずは登録

⇒ 福祉課まで申請書を提出してください。
（民生委員や各地区の総合施設を経由していただいても結構です。）
申請書様式は福祉課または各総合施設に備え付けてあります。

②電話で除雪申込

⇒ 申請書を提出した人が除雪を希望するときは、福祉課又は各地区の民生委員までお電話ください。

※注意※

余裕を持ったお申込みをお願いします。申込当日の除雪や時間指定はできません！

① 申請書提出者は、福祉課へ「除雪希望月日」を事前申込される必要があります。

② 土日祝日の申込は受付しておりません。

③ 作業員の人数に限りがありますので、豪雪等のやむを得ない事情により、ご希望に添えない場合が考えられます。（除雪日程変更等）

《問い合わせ先・申請書提出先》
真室川町福祉課　福祉係　☎62－3436